

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、函館市が主体となって運営する制度であり、平成30年度からは、第7期函館市介護保険事業計画に沿って運営されます。

40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときにサービスを利用するしくみとなっています。

運営主体（保険者）：函館市

- ・保険証の交付
- ・要介護認定
- ・保険給付
- ・事業者の指定、指導監督
- ・介護サービスの基盤整備
- ・保険料の徴収
- ・地域包括支援センターの設置

加入者（被保険者）

- ・保険料の納付
- ・要介護認定を受けてサービスを利用
- ・利用者負担の支払い

第1号被保険者

65歳以上の方

第2号被保険者

40歳から64歳までの医療保険加入者

サービスが利用できるのは、それぞれ以下の方です

介護や支援が必要であると認定された方（病気やけがの種類は問われません。）

初老期における認知症や脳血管疾患など、国が定める16種類の特定疾病（※）が原因となって介護が必要であると認定された方

（※）特定疾病の種類

①がん（※）

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靭帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗しょう症

⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症

およびパーキンソン病

⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症

⑩早老症

⑪多系統萎縮症

⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症

および糖尿病性網膜症

⑬脳血管疾患

⑭閉塞性動脈硬化症

⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節または股関節に著しい

変形を伴う変形性関節症

（※）医師が一般に認められている医学的見地に基づき

回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

◆特定疾病に関する問合せ先 介護保険課 介護認定担当（電話 21-3028）

○介護保険の財源構成（利用者負担割合1割で居宅介護サービス費の場合）

介護給付および予防給付の総費用					利用者負担1割
保険負担（9割）					
保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者の保険料	第2号被保険者の保険料	函館市の負担金	北海道の負担金	国の負担金	
23% ※	27%	12.5%	12.5%	25%	

※第1段階の保険料軽減のため、別枠で公費負担（函館市25%、北海道25%、国50%）をしています。